

焼津市建設工事等における遠隔臨場の試行要領

(目的)

第1 この要領は、焼津市が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託（以下、「工事等」という。）において、受発注者の業務効率化を図るため、受注者がウェアラブルカメラやネットワークカメラ（以下、「モバイル端末等」という。）を活用し、現場等から離れた場所で監督員、検査監または検査員（以下、「監督員等」という。）が必要とする情報を入手できる場合に臨場に替えることができるもの（以下、「遠隔臨場」という。）について必要な事項を定めるものである。

(対象)

第2 焼津市が発注する全ての工事等を対象とし、立会い等に要する移動時間削減により現場工程と監督員等のスケジュール調整が見込め、かつ、施工箇所の通信環境が良好である工事等で、受発注者の協議が整った場合に遠隔臨場を実施することができるものとする。

対象となる工事等は、遠隔臨場の試行に関する特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）を添付して発注手続きを行うものとする。

なお、既契約の工事等についても、受発注者の協議により、特記仕様書の適用を合意することで、本試行要領と同様の取扱いができるものとする。

(適用)

第3 遠隔臨場は、監督員が行う立会（公共建築工事標準仕様書等に定める監督員の立会いを含む）、段階確認及び検査並びに検査監及び検査員が行う検査（完成検査を除く）で適用することができる。ただし、夜間、暗所など出来形計測等において映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。

(実施方法)

第4 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

(1) 事前調整

受注者は、実施に先立ち監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

(2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、遠隔臨場中の監督員等の映像を保存し提出するものとする。

また、遠隔臨場の工事写真は、工事黒板に「遠隔臨場」と記載して撮影する。

(実施手続)

第5 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

(1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

(2) 遠隔臨場の申請

受注者は、土木工事（水道工事等を含む）において遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願の施工予定表の記事欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱い、臨場の場合と同様とする。建築工事（設備工事を含む）及び建設工事関連業務委託において遠隔臨場を実施する場合、週間工程表又は月間工程表に遠隔臨場であることを明記し、監督員の確認を受ける。

ただし、受注者が遠隔臨場を希望した場合においても、監督員等が臨場の必要があると判断した場合は臨場により実施するものとする。

(3) 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員等に対して通信を開始して実施する。ただし、遠隔臨場にて、監督員等が必要とする情報が得られないと判断した場合は、臨場による確認に変更するものとする。

(4) 遠隔臨場の記録

受注者は、土木工事（水道工事等を含む）においては、段階確認・立会願の確認書の提出時に、実施記録を添付する。建築工事（設備工事を含む）においては、公共建築工事標準仕様書等に基づき書面により作成する。建設工事関連業務委託においては、仕様書等に基づき書面により作成する。

(機器等の手配・仕様)

第6 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行うものとする。

2 発注者は、保有するインターネット通信が可能な機器を利用する。

3 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が使用する機器で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、以下のとおりとする。

(1) 土木工事（水道工事等を含む）、建設工事関連業務委託

共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(2) 建築工事（建築設備を含む）

当初の共通費に含まず、受発注者の協議により、設計変更を行う。

(試行の検証)

第8 遠隔臨場を実施した受注者は、有効性や効果、課題等について把握するための調査を発注者が実施する場合、協力する。

(検証結果による運用)

第9 試行期間内に検証結果に基づいた有効性や効果、課題に対応した要領を作成し、本格運用を行うものとする。

(試行の期間)

第 10 令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

(その他)

第 11 本要領に定めのない事項は、受発注者で協議して決定する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。